

第二章 古代

第一節 古代国家の成立

一 中央集権の国づくり

大化の革新

皇極四年（六四五）に中大兄皇子と中臣鎌足らは、これまで大和政権内で絶大な権勢をふるつてきた蘇我氏を倒して天皇を中心とした中央集権国家の確立を目指すが、この事件は「乙巳の変」とも呼ばれている。そして年号が大化とされたので、その後の政治上の改革を汎称して大化の革新と呼んでいる。

政治改革の内容は大化二年（六四六）正月に発布された詔の中に示されているが、その中核となる部分は公地公民制・国郡（評）里制・戸籍の編成と班田収授の法などであり、これまで氏姓制度に基づいた地方豪族の支配権を否定した政治体制の確立を目指したものであった。

大宝律令の制定

その後、唐の制度を手本とした律令の整備が行われていくが、天智七年（六六八）には近江令・持統三年（六八九）には飛鳥淨御原令（淨御原令）が完成し、またこの間の天智九年（六八〇・庚午）には完備した戸籍といわれる庚午年籍が作られている。そして大宝二年（七〇二）大宝律令が施行され、中央集権の

国家体制は確立された。

すなわち中央には二官八省・彈正台・五衛府・兵庫が置かれ、地方には国郡里制がしかれたが、特に九州には大宰府が設置されて府下の国々を統轄した。そして中央と地方の主要道路も整備され駅制がしかれた。さらに班田収授の法の施行により口分田の班給とそれに伴う租税体系も確立されていった。

二 中央集権国家と郷土

豊前国八郡

地方は六六国三島（国数は変わるが、弘仁十四年（八二三）までの段階の国数）の中で豊前国として位置づけられ、さらにその中には八郡（企救・田河・京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐）が置かれた。

豊前国府の設置

そして国の役所である豊前国府は他の国々と同じようく七世紀の終わりごろまでには設置され、八世紀の前半には整備されたと考えられているが、前記八郡の中で仲津郡の北東部（現豊津町国作・惣社地区）に置かれていたことが発掘調査の結果確かめられている。豊前国全般の行政は中央から派遣された国司によって執り行われたが、東西南北の道路で区画された府域内には政厅・官舎・その他の建物が立ち並んで、ここに地方の中心都市が出現した。さらに府域の南端には大宰官道が通り、人々の往来も賑わいを見せたはずである。

郡の行政については、それぞれの郡衙が置かれて郡司がそれに当たつたが、郡司については地元の有力者（国造など）から選ばれたので、そ